

教育実習受け入れ許可条件

令和4年度版

兵庫県立須磨東高等学校

▼ 下記の条件すべてを満たしている学生のみ本校での教育実習を許可する。

1. 原則として須磨東高等学校の卒業生であり、高等学校教員免許状取得見込みであり、教育職に就く意志があること。
2. 所属する大学の附属学校などで教育実習を行うことができない状況であること。
3. 本校の学校長と受け入れ教科の承認が得られること。
4. 大学4年次（または卒業年次）の5月末頃から6月中旬にかけての3週間の実習を欠席せず実施できる見込みであること。
5. 学校長及び指導教諭の指導に従い、生徒の学習活動の指導にあたること。
6. 教育実習に起因する事故については、本人および大学側が、その責任を負うこと。
7. 実習に対する評価は、大学側で行うこと。
(ただし、大学側から求められた場合には、意見を具申することができる。)
8. 教育実習生本人が使用する実験着、トレーニングウェア、靴などは大学側もしくは本人が購入または用意すること。
9. 教育実習生として、著しく不適格と認められる行為があった場合は、大学側が直ちに本人を引き取ること。
10. 本校の教育目標・指導方針に従うこと。

[補足]

1. 申込書の教育実習希望者氏名欄は、自筆署名の場合、押印はなくても結構です。
2. 申込書の住所欄には、**実習期間中の住所**（実家等の住所）も記入してください。
3. 申込書の提出期限は6月末日とします。
4. 申込書の締切後、教科主任による面接をおこなったうえで、定数に基づき受け入れの可否を学校長が決裁します。決裁が終了した段階で**内諾**となります。その後、内諾書を大学へ郵送又は本人に手渡します。
7. 大学及び本人からの実習費は受け取りません。

※この申込書は記入後、表裏両面をコピーして、本人もコピーを保管しておいて下さい。